

意見書第6号

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書

東日本大震災により瓦礫など大量の災害廃棄物が発生し、その広域的な処理が求められている。他方、東京電力福島第1発電所の事故により、大量かつ広範囲に放射性物質が放出されている。国民の放射能への不安が広がっている。

環境省は、平成23年4月8日、全国の自治体に災害廃棄物の受け入れ協力を要請したのに対し、多くの自治体が被災地支援の立場からその要請を受け入れている。しかし、その後に、稲わらの放射能汚染による牛肉問題など多くの放射能汚染が判明し、災害廃棄物が放射線物質に汚染されている懸念があり、国民は深刻な不安の状況にある。

よって政府は、

1. 災害廃棄物について、きめ細かく、系統的な放射線量の調査を実施し、放射能汚染の状態を正確に把握すること。
2. 放射線量調査で把握した情報については、国民に全て公開し、納得のいく説明を行うこと。
3. 災害廃棄物処理の実施に際しては、廃棄物焼却施設や最終処分場のある地域住民の納得と合意を条件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

愛知県武豊町議会 議長 加藤 美奈子

【提出先】

内閣総理大臣

環境大臣